

厚生労働省発健生0515第1号
令和8年5月15日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
政 令 市 市 長
特 別 区 区 長
公益財団法人結核予防会理事長
公益財団法人放射線影響研究所理事長
日 本 赤 十 字 社 社 長 } 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和8年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は医療法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市町村又は医療法人等に対する周知につき配慮願いたい。

(別添)

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱（昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知別紙）の
一部改正について【新旧対照表】

下線部分は改正箇所

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p>最終改正</p> <p>〔令和8年5月15日〕 〔厚生労働省発健生0515第1号〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、(削除)結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関、精神</p>	<p>別紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p>最終改正</p> <p>〔令和7年5月1日〕 〔厚生労働省発健生0501第1号〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、<u>都道府県がん診療連携拠点病院等</u>、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、</p>

科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、H I V検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、地方衛生研究所等及び喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第94条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。
厚生省
労働省

2 (略)

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業（(23)、(24)、(24の2)、(25)、(25の2)、(30)(30の2)）については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「P F I事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。

ただし、東京都及び川崎市が設置する(3)、(4)、(6)のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症(B S E)検査キットを除く設備、(14)、(15)、(19)、(削除)、のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、(28)、(31)、(33)、(34)、(36)及び(39)に係る整備事業については、交付の対象としない。

また、(30)、(30の2)については、令和6年度に採択された事業であって、当該医療機関が、感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結

感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、H I V検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、地方衛生研究所等及び喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第94条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。
厚生省
労働省

2 (略)

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業（(24)、(25)、(25の2)、(26)、(26の2)、(31)(31の2)）については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「P F I事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。

ただし、東京都及び川崎市が設置する(3)、(4)、(6)のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症(B S E)検査キットを除く設備、(14)、(15)、(19)、(20)のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、(29)、(32)、(34)、(35)、(37)及び(40)に係る整備事業については、交付の対象としない。

また、(31)、(31の2)については、令和6年度に採択された事業であって、当該医療機関が、感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結

する場合に限り交付の対象とするものとする。

(1) ~ (18) (略)

(削除)

(19) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業

(20) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市を除く。）、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業に要する費用に対する都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助事業

(21) 平成27年3月30日健発0330第17号厚生労働省健康局長通知「難病相談支援センターの整備について」の別紙「難病相談支援センター施設整備事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が設置する難病相談支援センターの施設整備事業

(22) 平成14年1月31日食発第0131007号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「と畜場衛生設備等整備事業について」の別紙「と畜場衛生設備等整事

する場合に限り交付の対象とするものとする。

(1) ~ (18) (略)

(19) 平成16年9月10日健発第09100004号厚生労働省健康局長通知「がん診療施設情報ネットワーク事業の実施について」の別紙「がん診療施設情報ネットワーク事業実施横行」により都道府県、市町村、独立行政法人等が設置する全国がんセンター協議会の構成施設及び都道府県がん診療連携拠点病院の設備整備事業

(20) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業

(21) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市を除く。）、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業に要する費用に対する都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助事業

(22) 平成27年3月30日健発0330第17号厚生労働省健康局長通知「難病相談支援センターの整備について」の別紙「難病相談支援センター施設整備事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が設置する難病相談支援センターの施設整備事業

(23) 平成14年1月31日食発第0131007号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「と畜場衛生設備等整備事業について」の別紙「と畜場衛生設備等整備事

業実施要綱」により都道府県及び市町村が設置すると畜場の設備整備事業

(23) 感染症法第38条第1項の規定により厚生労働大臣が指定した者が設置する特定感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業

(24) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第一種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業

(24の2) 感染症法第60条第2項の規定により第一種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業

(25) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。

(25の2) 感染症法第60条第2項の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。

(26) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化(結核病棟と一般病棟とを併せて1看護単位とすることをいう。以下同じ。)に必要な設備整備事業。ただし、医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る。

(26の2) 感染症法第60条第2項の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る。

業実施要綱」により都道府県及び市町村が設置すると畜場の設備整備事業

(24) 感染症法第38条第1項の規定により厚生労働大臣が指定した者が設置する特定感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業

(25) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第一種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業

(25の2) 感染症法第60条第2項の規定により第一種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業

(26) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。

(26の2) 感染症法第60条第2項の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。

(27) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化(結核病棟と一般病棟とを併せて1看護単位とすることをいう。以下同じ。)に必要な設備整備事業。ただし、医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る。

(27の2) 感染症法第60条第2項の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る。

(27) 平成26年3月25日健発0325第9号厚生労働省健康局長通知「造血幹細胞提供推進事業の実施について」の別紙「造血幹細胞提供推進事業実施要綱」により、造血幹細胞提供支援機関（日本赤十字社）が行う臍帯血バンクの設備整備事業

(28) 平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療体制整備事業の実施について」の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により、都道府県及び指定都市が設置する精神科救急情報センターの設備整備事業

(29) 平成12年7月18日健医発第1108号厚生省保健医療局長通知「眼球あっせん機関設備整備事業について」の別紙「眼球あっせん機関設備整備事業実施要綱」により、厚生労働大臣が認める者が設置する眼球あっせん機関の設備整備事業

(30) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」により、都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備事業

(30)の2) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」により、市町村（一部事務組合を含む。）及び医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備に要する費用に対する都道府県の補助事業

(31) 平成17年7月7日障発第0707001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療センター整備事業の実施について」の別紙「精

(28) 平成26年3月25日健発0325第9号厚生労働省健康局長通知「造血幹細胞提供推進事業の実施について」の別紙「造血幹細胞提供推進事業実施要綱」により、造血幹細胞提供支援機関（日本赤十字社）が行う臍帯血バンクの設備整備事業

(29) 平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療体制整備事業の実施について」の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により、都道府県及び指定都市が設置する精神科救急情報センターの設備整備事業

(30) 平成12年7月18日健医発第1108号厚生省保健医療局長通知「眼球あっせん機関設備整備事業について」の別紙「眼球あっせん機関設備整備事業実施要綱」により、厚生労働大臣が認める者が設置する眼球あっせん機関の設備整備事業

(31) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」により、都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備事業

(31)の2) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」により、市町村（一部事務組合を含む。）及び医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備に要する費用に対する都道府県の補助事業

(32) 平成17年7月7日障発第0707001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療センター整備事業の実施について」の別紙「精

神科救急医療センター整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、その他厚生労働大臣が適当と認める者が設置する精神科救急医療センターの施設整備事業

(32) 平成19年2月5日健発第0205004号厚生労働省健康局長通知「組織バンクの設備整備事業について」の別紙「組織バンク設備整備事業実施要綱」により、公益性が高いものとして厚生労働大臣が適当と認める者が設置する組織バンクの設備整備事業

(33) 平成19年4月4日老発第0404004号厚生労働省老健局長通知「マンモグラフィ検診精度向上事業の実施について」の別紙「マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱」により都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者がマンモグラフィ画像読影支援システムを整備する設備整備事業

(34) 平成23年4月1日健発0401第26号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談室整備事業について」の別紙「HIV検査・相談室整備事業実施要綱」により都道府県、市町村、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置するHIV検査又はエイズに関する相談に必要な施設及び設備整備事業

(35) 平成24年11月15日健発1115第3号厚生労働省健康局長通知「末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について」の別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業

(36) 平成25年2月8日健発0208第3号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院施設整備事業の実施について」の別紙「小児がん拠点病院施設整備事業実施要綱」により、小児がん拠点病院が行う施設整備事業

(37) 令和6年4月1日健生発0401第2号厚生労働省健康・生活衛生局長通

神科救急医療センター整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、その他厚生労働大臣が適当と認める者が設置する精神科救急医療センターの施設整備事業

(33) 平成19年2月5日健発第0205004号厚生労働省健康局長通知「組織バンクの設備整備事業について」の別紙「組織バンク設備整備事業実施要綱」により、公益性が高いものとして厚生労働大臣が適当と認める者が設置する組織バンクの設備整備事業

(34) 平成19年4月4日老発第0404004号厚生労働省老健局長通知「マンモグラフィ検診精度向上事業の実施について」の別紙「マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱」により都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者がマンモグラフィ画像読影支援システムを整備する設備整備事業

(35) 平成23年4月1日健発0401第26号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談室整備事業について」の別紙「HIV検査・相談室整備事業実施要綱」により都道府県、市町村、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置するHIV検査又はエイズに関する相談に必要な施設及び設備整備事業

(36) 平成24年11月15日健発1115第3号厚生労働省健康局長通知「末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について」の別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業

(37) 平成25年2月8日健発0208第3号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院施設整備事業の実施について」の別紙「小児がん拠点病院施設整備事業実施要綱」により、小児がん拠点病院が行う施設整備事業

(38) 令和6年4月1日健生発0401第2号厚生労働省健康・生活衛生局長通

知「地方衛生研究所等施設整備事業の実施について」の別紙「地方衛生研究所等施設整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市、特別区及び地方独立行政法人が行う施設整備事業

(38) 感染症法第15条第5項の規定により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う検査に必要な設備整備事業

(39) 令和2年3月31日健発0331第56号厚生労働省健康局長通知「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器の整備について」の別紙「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる施設整備に係る費用については補助の対象としないものとする。

(1) 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

(2) 3の(5)、(6)、(10)及び(17)の施設に係る門、柵、塀に要する費用

(3) 既存建物の買収(3の(21)及び(34)の施設については既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

(4) 3の(1)の施設のうち社会復帰活動として行う作業療法及びレクリエーション活動に供する施設(建物を除く。)に要する費用

(5) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。

ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場

知「地方衛生研究所等施設整備事業の実施について」の別紙「地方衛生研究所等施設整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市、特別区及び地方独立行政法人が行う施設整備事業

(39) 感染症法第15条第5項の規定により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う検査に必要な設備整備事業

(40) 令和2年3月31日健発0331第56号厚生労働省健康局長通知「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器の整備について」の別紙「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる施設整備に係る費用については補助の対象としないものとする。

(1) 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

(2) 3の(5)、(6)、(10)及び(17)の施設に係る門、柵、塀に要する費用

(3) 既存建物の買収(3の(22)及び(35)の施設については既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

(4) 3の(1)の施設のうち社会復帰活動として行う作業療法及びレクリエーション活動に供する施設(建物を除く。)に要する費用

(5) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。

合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(21)、(24)、(25)、(30)、
(31)、(34)、(36)及び(37)の施設整備事業

(ア)～(イ) (略)

イ 3の(14)、(15)、(17)、(18)、及び(23)の施設整備事業

ウ～オ (略)

カ 3の(24の2)、(25の2)、及び(30の2)の施設整備事業

(ア)～(イ) (略)

(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、
(22)、(24)、(25)、(26)、(29)、(30)、(32)、(33)、(34)、(35)、(削除)、
(38)及び(39)の設備整備事業

(ア)～(ウ) (略)

イ 3の(17)、(23)、(27)及び(28)の設備整備事業

(ア)～(イ) (略)

ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(22)、(25)、(26)、(31)、
(32)、(35)、(37)及び(38)の施設整備事業

(ア)～(イ) (略)

イ 3の(14)、(15)、(17)、(18)、及び(24)の施設整備事業

ウ～オ (略)

カ 3の(25の2)、(26の2)、及び(31の2)の施設整備事業

(ア)～(イ) (略)

(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、
(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、
(39)及び(40)の設備整備事業

(ア)～(ウ) (略)

イ 3の(17)、(24)、(28)及び(29)の設備整備事業

(ア)～(イ) (略)

ウ 3の(13)及び(20)の設備整備事業

(ア)～(イ) (略)

エ～オ (略)

カ 3の(24の2)、(25の2)、(26の2)及び(30の2)の設備整備事業

(ア)～(イ) (略)

第3表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
精神科 病院	初度設 備費	厚生労働大 臣が必要と認 めた額	精神科病院等の 新設又は増設 (老人性認知症 疾患治療病棟に あつては改築を 含む。)に伴う 初度設備を購入 するために必要 な備品購入費	2分の1 (沖縄県に あつては 4分の3)

ウ 3の(13)及び(21)の設備整備事業

(ア)～(イ) (略)

エ～オ (略)

カ 3の(25の2)、(26の2)、(27の2)及び(31の2)の設備整備事業

(ア)～(イ) (略)

第3表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
精神科 病院	初度設 備費	各施設ごとに 次により算出 された額の合 計額 12,900円×厚 生労働大臣の 認めた病床数 ただし、老人 性認知症疾患 治療病棟にあ つては 161,000円 ×厚生労働大 臣の認めた病	精神科病院等の 新設又は増設 (老人性認知症 疾患治療病棟に あつては改築を 含む。)に伴う 初度設備を購入 するために必要 な備品購入費	2分の1 (沖縄県に あつては 4分の3)

	その他の設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 老人性認知症疾患治療病棟 (1)特殊浴槽設備 厚生労働大臣が必要と認めた額 (2)リハビリテーション設備 厚生労働大臣が必要と認めた額	患者の入浴及びリハビリテーションの設備を整備するために必要な需用費（消耗品費）、備品購入費及び工事請負費	2分の1 (沖縄県にあっては4分の3)		その他の設備費	床数 各施設ごとに次により算出された額の合計額 老人性認知症疾患治療病棟 (1)特殊浴槽設備 4,407,000円×該当施設数 (2)リハビリテーション設備 1,452,000円×該当施設数	患者の入浴及びリハビリテーションの設備を整備するために必要な需用費（消耗品費）、備品購入費及び工事請負費	2分の1 (沖縄県にあっては4分の3)
精神保健福祉センター	初度設備費	次により算出された額の合計額 (1)A級の場合 厚生労働大臣が必要と認めた額	精神保健福祉センターの新設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1		初度設備費	次により算出された額の合計額 (1)A級の場合 4,104,000円×厚生労働大臣の認めた新設	精神保健福祉センターの新設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1

		(2) B級の場 合 厚生労働大 臣が必要と認 めた額					施設数 (2) B級の場 合 2,700,00 円× 厚生労働大臣 の認めた新設 施設数		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	都道府県 がん診療 連携拠点 病院等	設備費	厚生労働大臣 が認めた額	がん診療施設情 報ネットワーク 事業に必要な全 国がんセンター 協議会の構成施 設及び都道府県 がん診療連携拠 点病院の設備を 購入するために 必要な備品購入 費	2分の1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特定感染 症指定医 療機関	初度設備 費	厚生労働大 臣が必要と認 めた額	特定感染症指 定医療機関の新 設又は増設に伴 う初度設備を購 入するために必 要な需用費（消 耗品費）及び備 品購入費	定 額	特定感染 症指定医 療機関	特定感染 症指定医 療機関	各施設ごとに 次により算出 された額の合 計額 133,000 円 ×厚生労働大	特定感染症指 定医療機関の新 設又は増設に伴 う初度設備を購 入するために必 要な需用費（消 耗品費）及び備品	定 額

	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	特定感染症指定医療機関における新感染症等の重症患者への集中治療体制の強化に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	定 額			臣の認めた病床数	購入費	
						その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	特定感染症指定医療機関における新感染症等の重症患者への集中治療体制の強化に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	定 額
第一種感染症指定医療機関	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	第一種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	2分の1 （沖縄県にあっては4分の3）	第一種感染症指定医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000円 ×厚生労働大臣の認めた病床数	第一種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	2分の1 （沖縄県にあっては4分の3）
第二種感染症指定医療機関	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	第二種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	2分の1 （沖縄県にあっては4分の3）	第二種感染症指定医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000円 ×厚生労働大臣の認めた病床数	第二種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	2分の1 （沖縄県にあっては4分の3）

	結核病棟 のユニッ ト化に必 要な設備 費	次により算 出された額の 合計額 ア. 簡易陰圧 装置 厚生労働大 臣が必要と認 めた額 イ. 感染防御 設備 厚生労働大 臣が必要と認 めた額	第二種感染症 指定医療機関の 結核病棟のユニ ット化に必要な 設備を購入する ために必要な備 品購入費						
					結核病棟 のユニッ ト化に必 要な設備 費	各施設ごと に次により算 出された額の 合計額 ア. 簡易陰圧 装置 4,320,00 円 × 厚生労働大 臣が必要と認 めた病床数 イ. 感染防御 設備 133,000 円	第二種感染症 指定医療機関の 結核病棟のユニ ット化に必要な 設備を購入する ために必要な備 品購入費		
	その他 の設備費	厚生労働大 臣が必要と認 めた額	第二種感染症 指定医療機関に 設置する感染症 病室簡易陰圧装 置を購入するた		その他 の設備費	4,320,000 円 × 厚生労働大 臣が必要と認 めた病床数	第二種感染症 指定医療機関に 設置する感染症 病室簡易陰圧装		

			めに必要な備品 購入費	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第4表

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第一種感 染症指定 医療機関	初度設備 費	厚生労働大臣 が必要と認め た額	第一種感染症 指定医療機関の 新設又は増設に 伴う初度設備を 購入するために 必要な需用費（ 消耗品費）及び 備品購入費	2分の1 （沖縄県に あつては 4分の3）
第二種感 染症指定 医療機関	初度設備 費	厚生労働大臣 が必要と認め た額	第二種感染症 指定医療機関の 新設又は増設に 伴う初度設備を 購入するために 必要な需用費（ 消耗品費）及び 備品購入費	2分の1 （沖縄県に あつては 4分の3）

			置を購入するた めに必要な備品 購入費	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第4表

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第一種感 染症指定 医療機関	初度設備 費	各施設ごとに 次により算出 された額の合 計額 133,000円 ×厚生労働大 臣の認めた病 床数	第一種感染症 指定医療機関の 新設又は増設に 伴う初度設備を 購入するために 必要な需用費（ 消耗品費）及び 備品購入費	2分の1 （沖縄県に あつては 4分の3）
第二種感 染症指定 医療機関	初度設備 費	各施設ごとに 次により算出 された額の合 計額 133,000円 ×厚生労働大 臣の認めた病 床数	第二種感染症 指定医療機関の 新設又は増設に 伴う初度設備を 購入するために 必要な需用費（ 消耗品費）及び 備品購入費	2分の1 （沖縄県に あつては 4分の3）

第二種感染症指定医療機関	結核病棟のユニット化に必要な設備費	次により算出された額の合計額 ア. 簡易陰圧装置 厚生労働大臣が必要と認められた額 イ. 感染防御設備 厚生労働大臣が必要と認められた額	第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1 (沖縄県にあっては4分の3)	第二種感染症指定医療機関	結核病棟のユニット化に必要な設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 ア. 簡易陰圧装置 4,320,00円 ×厚生労働大臣が必要と認められた病床数 イ. 感染防御設備 133,000円	第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な備品購入費	2分の1 (沖縄県にあっては4分の3)
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	第二種感染症指定医療機関に設置する感染症病室簡易陰圧装置を購入するために必要な備品購入費			その他の設備費	4,320,000円 ×厚生労働大臣が必要と認められた病床数	第二種感染症指定医療機関に設置する感染症病室簡易陰圧装置を購入するために必要な備品	

								購入費	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6	3の(6)及び(22)の事業については、5の(2)により算出された額が100千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。				6	3の(6)及び(23)の事業については、5の(2)により算出された額が100千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。			
7	(1)～(3) (略)				7	(1)～(3) (略)			
	(交付の条件)					(交付の条件)			
7	(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、 <u>速やかに</u> 厚生労働大臣等に報告してその指示を受けなければならない。				7	(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、 <u>すみやかに</u> 厚生労働大臣等に報告してその指示を受けなければならない。			
7	(5)～14 (略)				7	(5)～14 (略)			

表B.1 基準価額表 [1㎡当たり]

用途区分	標準価格 （坪単価）	標準価格-増築 （坪単価）		標準価格-増築 （坪単価）		標準価格-増築 （坪単価）		標準価格-増築 （坪単価）		標準価格-増築 （坪単価）		標準価格-増築 （坪単価）	
		坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価
標準価格	244,500	231,000	235,000	231,000	235,000	231,000	235,000	231,000	235,000	231,000	235,000	231,000	235,000
標準価格	244,500	231,000	235,000	231,000	235,000	231,000	235,000	231,000	235,000	231,000	235,000	231,000	235,000

※高層は5層以下からの標準価格に基づいて標準価格の増減を適用する。

表B.1 基準価額表 [1㎡当たり]

用途区分	標準価格 （坪単価）	標準価格-増築 （坪単価）		標準価格-増築 （坪単価）		標準価格-増築 （坪単価）		標準価格-増築 （坪単価）		標準価格-増築 （坪単価）		標準価格-増築 （坪単価）	
		坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価
標準価格	227,000	213,000	217,000	213,000	217,000	213,000	217,000	213,000	217,000	213,000	217,000	213,000	217,000
標準価格	227,000	213,000	217,000	213,000	217,000	213,000	217,000	213,000	217,000	213,000	217,000	213,000	217,000

※高層は5層以下からの標準価格に基づいて標準価格の増減を適用する。

別表1の2（都市部における1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

施設種別	難病相談支援センター	
構造別	鉄筋及び木造	ブロック
基準単価	<u>282,000</u>	<u>246,900</u>

（注）令和7年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3（冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>21,300</u>	<u>29,800</u>	<u>37,400</u>

（注）令和7年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>51,300</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和7年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の2（都市部における1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

施設種別	難病相談支援センター	
構造別	鉄筋及び木造	ブロック
基準単価	<u>261,900</u>	<u>229,200</u>

（注）令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3（冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>19,800</u>	<u>27,700</u>	<u>34,700</u>

（注）令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>47,600</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>22,400</u>	<u>31,300</u>	<u>39,300</u>

（注）令和7年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>53,900</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和7年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

（略）

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>20,800</u>	<u>29,100</u>	<u>36,400</u>

（注）令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>50,000</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

（略）

別 紙

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱

昭和 6 2 年 7 月 3 0 日
厚生省発健医第 1 7 9 号

最終改正

〔令和 8 年 5 月 1 5 日〕
〔厚生労働省発健生 0 5 1 5 第 1 号〕

(通則)

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）（以下「精神保健福祉法」という。）第 7 条及び第 1 9 条の 1 0 に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）（以下「感染症法」という。）第 6 2 条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、H I V 検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、地方衛生研究所等及び喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成 1 4 年法律第 1 4 号）第 9 4 条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 1 2 年^{厚生省}労働省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業（（23）、（24）、（24の2）、（25）、（25の2）、（30）、（30の2））については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。

ただし、東京都及び川崎市が設置する（3）、（4）、（6）のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症（BSE）検査キットを除く設備、（14）、（15）、（19）のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、（28）、（31）、（33）、（34）、（36）及び（39）に係る整備事業については、交付の対象としない。

また、（30）、（30の2）については、令和6年度採択された事業であって、当該医療機関が、感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する場合に限り交付の対象とするものとする。

- (1) 精神保健福祉法第19条の10第1項に規定する都道府県が設置する精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室（以下「精神科病院等」という。）の施設及び設備整備事業並びに同法第19条の10第2項に規定する営利を目的としない法人（以下「非営利法人」という。）が設置する精神科病院等の施設整備事業及び非営利法人のうち市町村（一部事務組合を含む。）が設置する精神科病院等の設備整備事業。

ただし、平成27年度以降新規の施設整備事業については、原則として、次に定める精神病床数に関する条件を満たさなければならないこと。

○新設又は増設の場合

新設又は増設によって増加する精神病床数と都道府県内の既存の精神病床数の合計が、都道府県が定めた医療計画上の精神病床の基準病床数を上回らないこと。

○改築の場合

都道府県内の既存の精神病床数が、都道府県が定めた医療計画上の精神病床の基準病床数を上回っている場合は、改築する病棟の精神病床数を10%以上削減すること。

ただし、精神病床の基準病床数と都道府県内の既存の精神病床数の差が、改築する病棟の精神病床数の10%以下である場合は、その差分を削減すればよいこと。

また、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関以外の非営利法人が設置する精神科病院等の施設整備事業については、精神保健福祉法第19条の8の指定を受けた施設のうち、作業・生活療法部門及び特殊病棟（老人、アルコール、薬物、児童・思春期、合併症、認知症治療）等に係る施設整備事業で厚生労働大臣が認めるものに限ることとする。

- (2) 精神保健福祉法第6条の規定により、都道府県が設置する精神保健福祉センター及び指定都市（指定都市になることが、政令の公布により明らかにされた市を含む。）が設置する精神保健福祉センターの施設及び設備整備事業
- (3) 地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する精神科デイ・ケア施設（病院併設の老人性認知症疾患デイ・ケア施設を含む。以下同じ。）の施設整備事業及び地方公共団体が設置する精神科デイ・ケア施設の設備整備事業
- (4) 都道府県、指定都市及び精神保健福祉法第33条の6第1項の規定により指定を受けた地方公共団体、公的医療機関及び非営利法人が設置する精神科病院等に整備する精神科救急車の設備整備事業
- (5) 昭和59年1月14日衛発第23号厚生省公衆衛生局長通知「農山村保健対策の推進について」の別紙「農村検診センター整備要綱」により医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示（昭和26年8月厚生省告示第167号）第5号に該当する者が設置する農村検診センターの施設整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業
- (6) 平成4年6月2日衛乳第115号厚生省生活衛生局長通知「食肉衛生検査所の整備について」の別紙「食肉衛生検査所整備要綱」及び平成14年3月29日食発第0329002号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「牛海綿状脳症（BSE）検査キット整備の実施について」の別紙「牛海綿状脳症（BSE）検査キット整備実施要綱」により都道府県及び政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）が設置する食肉衛生

検査所の施設及び設備整備事業

- (7) 平成15年6月26日食発第0626002号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「市場衛生検査所設備等整備事業について」の別紙「市場衛生検査所設備等整備事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が設置する市場衛生検査所の設備整備事業
- (8) 昭和63年12月13日健医発第1415号厚生省保健医療局長通知「原子爆弾被爆者養護ホームの設備基準について」により広島県、長崎県、広島市又は長崎市が共同又は単独で設置する原爆被爆者保健福祉施設の施設及び設備整備事業
- (9) 昭和63年12月13日健医発第1415号厚生省保健医療局長通知「原子爆弾被爆者養護ホームの設備基準について」により社会福祉法人及び公益財団法人が設置する原爆被爆者保健福祉施設の施設及び設備整備事業に要する費用に対する広島県、長崎県、広島市又は長崎市の共同又は単独の補助事業
- (10) 広島赤十字・原爆病院及び長崎原爆病院（以下「原爆医療施設」という。）の改築整備事業に要する費用に対する広島県、長崎県、広島市又は長崎市の共同又は単独の補助事業
- (11) 広島市・長崎市が設置する原爆被爆者健康管理施設の設備整備事業
- (12) 日本赤十字社が原爆被爆者に多くみられる白血病等の診断のために原爆医療施設に設置する検査機器等の設備整備事業に要する費用に対する広島県又は長崎県の補助事業
- (13) 平成4年8月6日薬発第724号厚生省薬務局長通知「医薬分業推進支援センターの整備について」により都道府県薬剤師会及び法人格を有する郡市区薬剤師会が設置する医薬分業推進支援センターの施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業
- (14) 平成4年12月10日健医発第1415号厚生省保健医療局長通知「結核患者収容モデル事業の実施について」により地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する結核患者収容モデル病室の施設整備事業
- (15) 平成11年12月14日健医発第1703号厚生省保健医療局長通知「多剤耐性結核専門医療機関整備事業の実施について」の別添「多剤耐性結核専門医療機関施設整備実施要領」により厚生労働大臣が認める者が整備する多剤耐性結核専門医療機関の施設整備事業
- (16) 平成6年6月23日健医発第746号厚生省保健医療局長通知「エイズ治療拠点病院整備事業について」により地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営

- 利法人が設置するエイズ治療拠点病院の施設及び設備整備事業
- (17) 公益財団法人結核予防会が設置する結核研究所の施設及び設備整備事業
- (18) 公益財団法人放射線影響研究所の施設整備事業
- (19) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業
- (20) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市を除く。）、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業に要する費用に対する都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助事業
- (21) 平成27年3月30日健発0330第17号厚生労働省健康局長通知「難病相談支援センターの整備について」の別紙「難病相談支援センター施設整備事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が設置する難病相談支援センターの施設整備事業
- (22) 平成14年1月31日食発第0131007号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「と畜場衛生設備等整備事業について」の別紙「と畜場衛生設備等整備事業実施要綱」により都道府県及び市町村が設置すると畜場の設備整備事業
- (23) 感染症法第38条第1項の規定により厚生労働大臣が指定した者が設置する特定感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業
- (24) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第一種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業
- (24)2) 感染症法第60条第2項の規定により第一種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業
- (25) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。
- (25)2) 感染症法第60条第2項の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症

病床に限る。

(26) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化（結核病棟と一般病棟とを併せて1看護単位とすることをいう。以下同じ。）に必要な設備整備事業。ただし、医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る。

(26)2) 感染症法第60条第2項の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る。

(27) 平成26年3月25日健発0325第9号厚生労働省健康局長通知「造血幹細胞提供推進事業の実施について」の別紙「造血幹細胞提供推進事業実施要綱」により、造血幹細胞提供支援機関（日本赤十字社）が行う臍帯血バンクの設備整備事業

(28) 平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療体制整備事業の実施について」の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により、都道府県及び指定都市が設置する精神科救急情報センターの設備整備事業

(29) 平成12年7月18日健医発第1108号厚生省保健医療局長通知「眼球あっせん機関設備整備事業について」の別紙「眼球あっせん機関設備整備事業実施要綱」により、厚生労働大臣が認める者が設置する眼球あっせん機関の設備整備事業

(30) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」により、都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備事業

(30)2) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」により、市町村（一部事務組合を含む。）及び医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備に要する費用に対する都道府県の補助事業

(31) 平成17年7月7日障発第0707001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

- 通知「精神科救急医療センター整備事業の実施について」の別紙「精神科救急医療センター整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、その他厚生労働大臣が適当と認める者が設置する精神科救急医療センターの施設整備事業
- (32) 平成19年2月5日健発第0205004号厚生労働省健康局長通知「組織バンクの設備整備事業について」の別紙「組織バンク設備整備事業実施要綱」により、公益性が高いものとして厚生労働大臣が適当と認める者が設置する組織バンクの設備整備事業
- (33) 平成19年4月4日老発第0404004号厚生労働省老健局長通知「マンモグラフィ検診精度向上事業の実施について」の別紙「マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱」により都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者がマンモグラフィ画像読影支援システムを整備する設備整備事業
- (34) 平成23年4月1日健発0401第26号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談室整備事業について」の別紙「HIV検査・相談室整備事業実施要綱」により都道府県、市町村、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置するHIV検査又はエイズに関する相談に必要な施設及び設備整備事業
- (35) 平成24年11月15日健発1115第3号厚生労働省健康局長通知「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業について」の別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する末梢血幹細胞採取施設設備整備事業
- (36) 平成25年2月8日健発0208第3号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院施設整備事業の実施について」の別紙「小児がん拠点病院施設整備事業実施要綱」により、小児がん拠点病院が行う施設整備事業
- (37) 令和6年4月1日健生発0401第2号厚生労働省健康・生活衛生局長通知「地方衛生研究所等施設整備事業の実施について」の別紙「地方衛生研究所等施設整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市、特別区及び地方独立行政法人が行う施設整備事業
- (38) 感染症法第15条第5項の規定により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う検査に必要な設備整備事業
- (39) 令和2年3月31日健発0331第56号厚生労働省健康局長通知「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器の整備について」の別紙「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる施設整備に係る費用については補助の対象としないものとする。

(1) 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

(2) 3の(5)、(6)、(10)及び(17)の施設に係る門、柵、塀に要する費用

(3) 既存建物の買収(3の(21)及び(34)の施設については既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

(4) 3の(1)の施設のうち社会復帰活動として行う作業療法及びレクリエーション活動に供する施設(建物を除く。)に要する費用

(5) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。

ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(21)、(24)、(25)、(30)、(31)、(34)、(36)及び(37)の施設整備事業

(ア) 第1表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と当該区分ごとに総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 3の(14)、(15)、(17)、(18)及び(23)の施設整備事業

アの(ア)に定める方法と同様の方法により算定した額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ 3の(5)及び(13)の施設整備事業

(ア) 第2表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該区分ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

エ 3の(9)の施設整備事業

(ア) 第2表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と広島県、長崎県、広島市又は長崎市が共同又は単独で補助した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

オ 3の(10)の施設整備事業

(ア) 第2表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と広島県、長崎県、広島市又は長崎市が補助した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

カ 3の(24の2)、(25の2)及び(30の2)の施設整備事業

(ア) 第2表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該区分ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(22)、(24)、(25)、(26)、(29)、(30)、(32)、

(33)、(34)、(35)、(38)及び(39)の設備整備事業

(ア) 第3表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と当該種目ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗ずる。

(ウ) (イ)により算出された額を第1欄に定める区分ごとに合算した額を交付額とする。

ただし、(6)の牛海綿状脳症(BSE)検査キット設備費の算定において、都道府県又は政令市が一括購入して整備する場合については、食肉衛生検査所ごとに算出した国庫補助基本額(食肉衛生検査所ごとに、第3欄に定める基準額を第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額をいう。)の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 3の(17)、(23)、(27)及び(28)の設備整備事業

(ア) 第3表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と当該種目ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を第1欄に定める区分ごとに合算した額を交付額とする。

ウ 3の(13)及び(20)の設備整備事業

(ア) 第4表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

エ 3の(12)の設備整備事業

(ア) 第4表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じて得た額と広島県又は長崎県

が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

オ 3の(9)の設備整備事業

(ア) 第4表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と広島県、長崎県、広島市又は長崎市が共同又は単独で補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

カ 3の(24の2)、(25の2)、(26の2)及び(30の2)の設備整備事業

(ア) 第4表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

第 1 表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
精神科 病院	<p>次の(1)、(2)及び(3)により算出された額の合計額</p> <p>(1) 新設</p> <p>別表 1 の基準単価 (1 m²当たりの実単価が別表 1 の基準単価に満たないときは、1 m²当たりの実単価とする。以下同じ。) × 別表 2 の基準面積 (実面積が別表 2 の基準面積に満たないときは、実面積とする。以下同じ。) × 厚生労働大臣の認めた病床数。</p> <p>ただし、第 4 欄の(2)に掲げる法人については別表 1 の基準単価 × 厚生労働大臣の認めた面積 (作業・生活療法部門の施設については、別表 1 の基準単価 × 厚生労働大臣の認めた面積)</p> <p>(2) 増設及び改築</p> <p>別表 1 の基準単価 × 別表 2 の基準面積 × 厚生労働大臣の認めた病床数。</p> <p>ただし、第 4 欄の(2)に掲げる法人について</p>	<p>精神科病院等の新設、増設、改築又は改修 (平成 10 年 12 月 11 日障第 710 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神科病院療養環境改善整備事業実施要綱」に基づく改修に限る。) のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度とする。)</p>	<p>(1) 地方公共団体及び医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示 (昭和 26 年厚生省告示第 167 号) の 1 及び 2 に定めるものにあつては 2 分の 1</p> <p>(2) (1) に掲げる以外の法人にあつては、</p> <p>3 分の 1</p> <p>(沖縄県にあつては 4 分の 3)</p>

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
	<p>は別表1の基準単価×厚生労働大臣の認めた面積 (作業・生活療法部門の施設については、別表1の基準単価×厚生労働大臣の認めた面積)</p> <p>(3) 改修</p> <p>次の①、②、③及び④により算出された額の合計額</p> <p>① 鉄格子撤去を行う場合 1床当たり 2,000,000円 (1床当たりの実単価がこの額に満たないときは、1床当たりの実単価とする。)×厚生労働大臣の認めた病床数</p> <p>② 保護室の改修を行う場合 1㎡当たり155,000円 (1㎡当たりの実単価がこの額に満たないときは、1㎡当たりの実単価とする。)×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数</p>		

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
	<p>③ 病棟出入口扉を自動開閉化等へ改修を行う場合 厚生労働大臣の認めた額</p> <p>④ 病棟出入口扉を鉄扉から透明ガラス製扉等へ改修を行う場合 1か所当たり1,000,000円（1か所当たりの実単価がこの額に満たないときは、1か所当たりの実単価とする。）×厚生労働大臣の認めたか所数</p>		
精神保健福祉センター	<p>A級1か所当たり 別表1の基準単価×別表2の基準面積</p> <p>B級1か所当たり 別表1の基準単価×別表2の基準面積</p>	<p>精神保健福祉センターの建設のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p>	2分の1

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
精神科デイ・ケア施設	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額</p> <p>(1) 独立施設型の場合 別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた通所定員</p> <p>(2) 病院付設型の場合 別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた通所定員</p>	<p>精神科デイ・ケア施設の施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）</p>	<p>(1) 地方公共団体及び医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示（昭和26年厚生省告示第167号）の1及び2に定めるものにあっては2分の1</p> <p>(2) (1)に掲げる以外の法人にあっては3分の1</p> <p>（沖縄県にあっては4分の3）</p>

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
食肉衛生 検査所	<p>(1) 新設及び改築 別表1の基準単価×別表2の基準面積</p> <p>(2) 増設 別表1の基準単価×厚生労働大臣の認めた面積</p>	<p>食肉衛生検査所の新設又は改築（全面改築）、増設のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p>	3分の1
原爆被爆者保健福祉施設	厚生労働大臣の認めた額	<p>原爆被爆者保健福祉施設の新設（全面改築を含む。）、増設又は改築等のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p>	3分の2

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
結核患者 収容モデル 病室	厚生労働大臣の認めた額	結核患者収容モデル病室の施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	定 額
多剤耐性 結核専門 医療機関	厚生労働大臣の認めた額	多剤耐性結核専門医療機関施設の新設、増設又は改築に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	定 額

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
エイズ治療拠点病院	<p>次の(1)、(2)、(3)及び(4)により算出された額の合計額</p> <p>(1) 個室整備 1室当たり30,000千円とする。</p> <p>(2) 剖検室改修 1室当たり21,000千円とする。</p> <p>(3) 相談指導(カウンセリング)室 1室当たり5,000千円とする。</p> <p>(4) エイズ専用外来診療室 1室当たり5,000千円とする。</p>	<p>エイズ治療拠点病院の施設の整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)</p>	2分の1
難病相談支援センター	<p>次の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)により算出された額の合計額</p> <p>(1) 工事費 別表1の基準単価×220㎡ (改造及び補修については厚生労働大臣が認めた額) なお、都市部において整備を行う場合は、別表1の2の基準単価とする。</p>	<p>(1) 工事費 難病相談支援センターの施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費</p>	2分の1

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
	<p>(2) 暖房工事費 1㎡当たり別表1の3の 基準単価×220㎡ なお、都市部において、 整備を行う場合は別表1の 5の基準単価とする。</p> <p>(3) 冷房工事費 1㎡当たり別表1の3の 基準単価×220㎡ なお、都市部において、 整備を行う場合は別表1の 5の基準単価とする。</p> <p>(4) 冷暖房工事費 1㎡当たり別表1の3の 基準単価×220㎡ なお、都市部において、 整備を行う場合は別表1の 5の基準単価とする。</p> <p>(5) 浄化槽設備工事費 別表1の4の基準単価</p>	<p>又は工事請負費の2.6 %に相当する額を限度 とする。)及び既存建 物の買収のために必要 な費用(家屋購入費)。 ただし、暖房設備、 冷房設備(冷暖房設備 を含む。)、浄化槽設 備に必要な工事費又は 工事請負費を除く。</p> <p>(2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工 事費又は工事請負費</p> <p>(3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工 事費又は工事請負費</p> <p>(4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な 工事費又は工事請負費</p> <p>(5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な</p>	

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
	<p>×厚生労働大臣の認めた浄化槽設備処理対象人員</p> <p>なお、都市部において、整備を行う場合は別表1の6の基準単価とする。</p>	<p>工事費又は工事請負費</p>	
<p>結核 研究所</p>	<p>厚生労働大臣の認めた額</p>	<p>結核研究所の施設の新築、改築又は改修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p>	<p>定額</p>

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放射線影響研究所	厚生労働大臣の認めた額	放射線影響研究所の施設の新築、改築又は改修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	定額
特定感染症指定医療機関	厚生労働大臣が必要と認めた額	特定感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）	定額

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
第一種感染症指定医療機関	厚生労働大臣が必要と認めた額	第一種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）	2分の1 （沖縄県にあっては4分の3）
第二種感染症指定医療機関	次の（1）及び（2）により算出された額の合計額 （1）新設、増設及び改築 別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数 （2）改造及び補修 厚生労働大臣の認めた額	第二種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修を除	2分の1 （沖縄県にあっては4分の3）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
		く。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(PFI事業に限る。)	
感染症外来協力医療機関	<p>1施設あたり</p> <p>15,000千円</p> <p>ただし、面積が90㎡未満の場合は、162,800円×面積</p>	<p>感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(PFI事業に限る。)</p>	2分の1

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
精神科救急医療センター	別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数	精神科救急医療センターの施設整備(既存病棟の改修)のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	(1) 都道府県、指定都市にあっては、 2分の1 (2) (1)に掲げる以外の者にあっては、 3分の1
H I V検査・相談室	1施設あたり 31,000千円	H I V検査又はエイズに関する相談に必要な施設整備のための工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)及び既存建物の買収のために必要な費用(家屋購入費)。	2分の1

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
小児がん 拠点病院	1 施設あたり 100,000千円	小児がん拠点病院の家族等宿泊施設及びプレイルールの施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	2分の1
地方衛生 研究所等	厚生労働大臣が必要と認めた額	地方衛生研究所等のうち感染症検査室に係る施設整備の新設・改築・増設又は改修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	2分の1

第 2 表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
農村検診センター	別表 1 の基準単価×厚生労働大臣の認めた面積	農村検診センターの新設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。）	2 分の 1
原爆被爆者保健福祉施設	厚生労働大臣の認めた額	原爆被爆者保健福祉施設の新設（全面改築を含む。）、増設又は改築等のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。）	3 分の 2

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
原爆医療施設	厚生労働大臣の認めた額	<p>原爆病院の改築等のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> <p>(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)</p>	3分の2
医薬分業推進支援センター	別表1の基準単価×別表2の基準面積	<p>医薬分業推進支援センター新設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> <p>(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)</p>	2分の1

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
第一種感染症指定医療機関	厚生労働大臣が必要と認められた額	第一種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）	2分の1 （沖縄県にあっては4分の3）
第二種感染症指定医療機関	次の（1）及び（2）により算出された額の合計額 （1）新設、増設及び改築 別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数 （2）改造及び補修 厚生労働大臣の認めた額	第二種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修を除く。）並びに既存建物	2分の1

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
		<p>の買収のために必要な公有財産購入費（P F I 事業に限る。）</p>	
<p>感染症外来協力医療機関</p>	<p>1 施設あたり</p> <p>1 5, 0 0 0 千円</p> <p>ただし、面積が90㎡未満の場合は、162,800円×面積</p>	<p>感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（P F I 事業に限る。）</p>	<p>2分の1</p>

第 3 表

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
精神科 病院	初度設 備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	精神科病院等の新 設又は増設（老人性 認知症疾患治療病棟 にあつては改築を含 む。）に伴う初度設 備を購入するために 必要な備品購入費	2分の1 （沖縄県に あつては 4分の3）
	その他 の設備 費	各施設ごとに次により 算出された額の合計額 老人性認知症疾患治療病 棟 (1)特殊浴槽設備 厚生労働大臣が必要と認 めた額 (2)リハビリテーション 設備 厚生労働大臣が必要と認 めた額	患者の入浴及びリ ハビリテーションの 設備を整備するため に必要な需用費（消 耗品費）、備品購入 費及び工事請負費	2分の1 （沖縄県に あつては 4分の3）
精神保 健福祉 センター	初度設 備費	次により算出された額の 合計額 (1)A級の場合 厚生労働大臣が必要と認 めた額	精神保健福祉セン ターの新設に伴う初 度設備を購入するた めに必要な備品購入 費	2分の1

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
		(2) B級の場合 厚生労働大臣が必要と認めた額		
精神科 デイ・ ケア施 設	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 21,600円×厚生労働大臣 の認めた通所者の定員	精神科デイ・ケア 施設の新設に伴う初 度設備を購入するた めに必要な備品購入 費	2分の1
精神科 救急車		精神科救急車 2,516,000円	精神科救急車を整 備するために必要な 備品購入費	3分の1
原爆被 爆者保 健福祉 施設	初度設 備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	原爆被爆者保健福 祉施設の新設又は増 設に伴う初度設備を 購入するために必要 な需用費（消耗品 費）及び備品購入費 並びに委託料	3分の2
	その他 の設備 費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	建物の内部改装等 に必要な経費及び設 備を購入するために 必要な備品購入費並 びに委託料	3分の2

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
原爆被爆者健康管理施設	設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	原爆被爆者健康管理施設の設備を購入するために必要な備品購入費	3分の2
食肉衛生検査所	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	食肉衛生検査所の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費	3分の1
	牛海綿状脳症（BSE）検査キット設備費	次により算出された額の合計額 (1)検査キット（冷蔵品） 506,000円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 (2)検査キット（常温品） 154,000円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 (3)採材用シリンダー 33,000円×厚生労働大臣が必要と認めた員数	牛海綿状脳症（BSE）検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費	10分の10
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	食肉の衛生確保のために必要な検査機器の備品購入費	3分の1

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
市場衛生検査所	設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	市場衛生検査所における微生物及び理化学検査等に必要検査機器の備品購入費	3分の1
エイズ治療拠点病院	診療支援ネットワーク設備費	1施設当たり 5,933,000円	全国のエイズ治療拠点病院をネットワークで繋ぐために必要な備品購入費（導入費用を含む。）	10分の10
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	エイズ治療拠点病院の設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1
結核研究所	設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	公益財団法人結核予防会の設置する結核研究所の設備を購入するために必要な経費	定 額

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
難病医療拠点・協力病院	設備費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 医療機器</p> <p>ア. 人工呼吸器</p> <p>2,452,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>イ. 患者監視（モニタリング）装置</p> <p>1,563,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>(2) 非常用電源装置</p> <p>ア. 非常用発電機</p> <p>212,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>イ. 無停電電源装置</p> <p>41,100円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>(3) 検査機器</p> <p>ア. 電気メス</p> <p>3,085,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>イ. 電気鋸</p> <p>5,142,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p>	難病医療拠点・協力病院の設備を購入するために必要な備品購入費	3分の1

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
と畜場	設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	と畜場の設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1
特定感染症指定医療機関	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	特定感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	定 額
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	特定感染症指定医療機関における新感染症等の重症患者への集中治療体制の強化に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	定 額
第一種感染症指定医療機関	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	第一種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	2分の1 （沖縄県にあっては4分の3）

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
第二種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	第二種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するために必 要な需用費（消耗品 費）及び備品購入費	2分の1 （沖縄県に あつては 4分の3）
	結核病 棟のユ ニット 化に必 要な設 備費	次により算出された額の 合計額 ア. 簡易陰圧装置 厚生労働大臣が必要と認 めた額 イ. 感染防御設備 厚生労働大臣が必要と 認めた額	第二種感染症指定 医療機関の結核病棟 のユニット化に必要 な設備を購入するた めに必要な備品購入 費	
	その他 の設備 費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	第二種感染症指定 医療機関に設置する 感染症病室簡易陰圧 装置を購入するた めに必要な備品購入費	
臍帯血 バンク	設備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	臍帯血バンクにお ける臍帯血の採取及 び保存等に必要な設 備を購入するために 必要な経費	定 額

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
精神科 救急情 報セン ター	設備費	次により算出された額の 合計額 (1)精神科救急情報センター 1施設当たり 5,142,000円 (2)精神科救急医療施設 1施設当たり 308,000円	精神科救急情報セ ンターの設備を購入 するために必要な備 品購入費（導入費用 を含む。）	定 額
眼球あ っせん 機関	設備費	次により算出された額の 合計額 (1)スぺキュラーマイクロスコープ 1施設当たり 3,044,000円 (2)クリーンベンチ 1施設当たり 1,542,000円	眼球あっせん機関 の設備を購入するた めに必要な経費	2分の1
組織バ ンク	設備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	組織バンクにおけ る組織の採取、処理、 保存等に必要な設備 を購入するために必 要な経費	10分の10

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
マンモグラフィ検診実施機関	設備費	マンモグラフィ画像読影支援システム 16,200,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	マンモグラフィ画像読影支援システムの設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1
感染症外来協力医療機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円 (2) HEPAフィルター付パーテーション 205,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (3) 個人防護具 3,600円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分 (4) 簡易ベッド 51,400円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (5) 簡易診療室及び付帯する備品 厚生労働大臣が必要と認めた額	感染症外来協力医療機関の設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
H I V 検査・ 相談室	設備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	H I V検査又はエ イズに関する相談に 必要な設備を購入す るための備品購入費	2分の1
末梢血 幹細胞 採取施 設	設備費	造血幹細胞数測定装置 1施設当たり 15,598,000円	造血幹細胞数測定 装置を購入するため に必要な備品購入費	10分の10
地方衛 生研究 所等	設備費	次により算出された額の 合計額 (1) 次世代シーケンサ ー 厚生労働大臣が必要 と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR 装置 厚生労働大臣が必要 と認めた額×台数 (3) 等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必要 と認めた額×台数	感染症の検体検査に 必要な設備を購入す るための備品購入費	2分の1

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 揮発性有機化合物(VOC)分析計 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) 粉じん計 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) 風速計 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	喫煙専用室等の基準適合性を検証するために必要な設備を購入するための備品購入費	2分の1

第 4 表

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
原爆医療施設	設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	白血病等の診断を行うために必要な精密検査用機器等の備品購入費	2分の1
原爆被爆者保健福祉施設	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	原爆被爆者保健福祉施設の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費並びに委託料	3分の2
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	建物の内部改装等に必要経費及び設備を購入するために必要な備品購入費並びに委託料	3分の2

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
医薬分業推進支援センター	設備費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 備蓄・薬事情報・調剤センター 45,621,000円×該当施設数</p> <p>(2) 備蓄・薬事情報センター 31,041,000円×該当施設数</p> <p>(3) 備蓄・調剤センター 33,309,000円×該当施設数</p> <p>(3) 備蓄・調剤センター 33,309,000円×該当施設数</p> <p>(4) 調剤・薬事情報センター 26,892,000円×該当施設数</p> <p>(5) 備蓄センター 18,729,000円×該当施設数</p> <p>(6) 薬事情報センター 12,312,000円×該当施設数</p> <p>(7) 調剤センター 14,580,000円×該当施設数</p>	<p>建物の内部改装、空調に必要な経費及び調剤、医薬品保管、薬事情報収集等に必要な備品購入費</p>	2分の1

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
難病医療拠点 ・協力 病院	設備費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 医療機器</p> <p>ア. 人工呼吸器</p> <p>2,452,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>イ. 患者監視（モニタリング）装置</p> <p>1,563,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>(2) 非常用電源装置</p> <p>ア. 非常用発電機</p> <p>212,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>イ. 無停電電源装置</p> <p>41,100円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>(3) 検査機器</p> <p>ア. 電気メス</p> <p>3,085,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>イ. 電気鋸</p> <p>5,142,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p>	難病医療拠点・協力病院の設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
第一種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	第一種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するために必 要な需用費（消耗品 費）及び備品購入費	2分の1 （沖縄県に あつては 4分の3）
第二種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	第二種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するために必 要な需用費（消耗品 費）及び備品購入費	2分の1 （沖縄県に あつては 4分の3）
	結核病 棟のユ ニット 化に必 要な設 備費	次により算出された額の 合計額 ア．簡易陰圧装置 厚生労働大臣が必要と認 めた額 イ．感染防御設備 厚生労働大臣が必要と認 めた額	第二種感染症指定 医療機関の結核病棟 のユニット化に必要 な設備を購入するた めに必要な備品購入 費	
	その他 の設備 費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	第二種感染症指定 医療機関に設置する 感染症病室簡易陰圧 装置を購入するた めに必要な備品購入費	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
感染症 外来協 力医療 機関	設備費	<p>次により算出された額の 合計額</p> <p>(1) HEPAフィルター付空 気清浄機（陰圧対応可 能なものに限る） 1施設当たり 905,000円</p> <p>(2) HEPAフィルター付パ ーティション 205,000円×厚生労 働大臣が必要と認めた 台数</p> <p>(3) 個人防護具 3,600円×厚生労働 大臣が必要と認めた人 数分</p> <p>(4) 簡易ベッド 51,400円×厚生労働 大臣が必要と認めた台 数</p> <p>(5) 簡易診療室及び付帯 する設備 厚生労働大臣が必要 と認めた額</p>	感染症外来協力医 療機関の設備を購入 するために必要な備 品購入費	2分の1

(交付額の下限)

- 6 3の(6)及び(22)の事業については、5の(2)により算出された額が100千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 施設整備事業と設備整備事業の間及び直接補助事業と間接補助事業の間での経費の配分の変更は認めない。

イ 施設整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更は認めない。

ウ 設備整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、速やかに8に定める申請手続による当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)又は厚生労働大臣(以下「厚生労働大臣等」という。)の承認を受けなければならない。

- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、別紙様式1により速やかに厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。

(施設整備事業の場合)

ア 建物の設置場所

イ 建物の規模若しくは構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

ウ 病床数

エ 入所定員又は通所定員

(設備整備事業の場合)

ア 購入価格が単価50万円以上の品目及びその数量

イ 病床数

ウ 入所定員、通所定員又は利用定員

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣等に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 施設整備事業の場合、当該事業年度の2月15日現在における事業遂行状況を別紙様式2により毎年度2月末日までに厚生労働大臣等に報告しなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣等の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 厚生労働大臣等の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあつては、次によらなければならない。

（補助事業者が地方公共団体の場合）

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（補助事業者が地方公共団体以外の場合）

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又

は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙様式 7 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに厚生労働大臣等に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (11) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (12) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助金、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
- (14) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (15) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（1）から（13）に掲げる条件（（2）中入所定員及び通所定員を除く。）を付さなければならない。この場合において（1）から（5）、（7）及び（10）中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市若しくは中核市の長」と「当該事業年度の 2 月 15 日」とあるのは「当該事業年度の 2 月 5 日」と「毎年度 2 月末日」とあるのは「毎年度 2 月 15 日」と「国庫」

とあるのは「都道府県」又は「指定都市若しくは中核市」と（６）中「厚生労働大臣等の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認」と（９）及び（１０）中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と（１０）中「別紙様式７」とあるのは「別紙様式８」と読み替えるものとする。

(16) (15)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認又は指示を受けなければならない。

(17) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合。

ア 補助事業者は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合

補助事業者は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(3) (1)及び(2)以外の場合

補助事業者は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣等に提出するものとする。

（変更申請手続）

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い毎年度1月末日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に地方厚生(支)局長に提出を行うものとし、地方厚生(支)局長は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。(2)において同じ。)を行うものとする。
- (2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合、地方厚生(支)局長は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として3月以内に交付の決定を行うものとする。
- (3) (1)又は(2)以外の場合、厚生労働大臣は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として3月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
 - ア 補助事業者は、別紙様式5による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6による年度終了実績報告書を地

方厚生(支)局長に提出して行うものとする。

(2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合

補助事業者は、別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣等に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6による年度終了実績報告書を厚生労働大臣等に提出して行うものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の場合

補助事業者は、別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣等に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6による年度終了実績報告書を厚生労働大臣等に提出して行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣等は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により5、8、9及び12に定める算定方式、手続によることができない場合にはあらかじめ厚生労働大臣等の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1 の 2 (都市部における 1 m²当たりの基準単価)

(単位：円)

施設種別	難病相談支援センター	
	鉄筋及び木造	ブロック
構造別		
基準単価	282,000	246,900

(注) 令和 7 年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表 1 の 3 (冷暖房設備工事費：1 m²当たりの基準単価)

(単位：円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
21,300	29,800	37,400

(注) 令和 7 年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表 1 の 4 (浄化槽設備工事費基準単価)

(単位：円)

難病相談支援センター
51,300

(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた 1 日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。

2. 令和 7 年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表 1 の 5 (都市部における冷暖房設備工事費：1 m²当たりの基準単価)
(単位：円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
22,400	31,300	39,300

(注) 令和 7 年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表 1 の 6 (都市部における浄化槽設備工事費基準単価)
(単位：円)

難病相談支援センター
53,900

- (注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた 1 日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和 7 年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表 2

基 準 面 積

施 設 別	基 準	面 積
精 神 科 病 院	1 新 設	25.0 m ²
	2 増設及び改築	13.2 "
	ただし、 老人精神病棟に改築する場合	15.3 "
	認知症治療病棟に改築する場合	25.0 "
3 改 修	10.0 "	
精神保健福祉センター	1 A 級	825 m ²
	2 B 級	408 "
精神科救急医療 セ ン タ ー	改 修	25.0 m ²
精神科デイ・ケア 施 設	1 独立施設型	16.3 m ²
	2 病院付設型（認知症デイ・ケア施設 を含む）	11.3 "
食 肉 衛 生 検 査 所	年間と畜検査頭数	
	1 30万頭以上	500 m ²
	2 20万頭以上30万頭未満	450 "
	又は、年間食鳥検査羽数	
1 300万羽以上	500 "	
2 30万羽以上300万羽未満	450 "	
医 薬 分 業 推 進 支 援 セ ン タ ー	1 備蓄・薬事情報・調剤センター	200 m ²
	2 備蓄・薬事情報センター	180 "
	3 備蓄・調剤センター	120 "
	4 調剤・薬事情報センター	100 "
	5 備蓄センター	100 "
	6 薬事情報センター	80 "
	7 調剤センター	20 "

番 号
年 月 日

〔厚生労働大臣 殿〕
〔地方厚生(支)局長 殿〕

都道府県知事 ○○○○
指定都市市長 ○○○○
中核市市長 ○○○○
政令市市長 ○○○○
特別区区长 ○○○○
市町村長 ○○○○
法人名及び代表者名 ○○○○

(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
に係る事業内容の変更承認申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 施設整備事業

- (1) 施設名
- (2) 設置主体
- (3) 事業内容の変更理由
- (4) 設置場所
 変更前
 変更後
- (5) 規模及び構造

(6) 経費所要額調

別紙様式4の別紙(1)及び(2)の要領に準じて作成すること。

なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に()書きし、変更後を下段に対応して記入すること。

(7) 添付書類

ア 都道府県及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書)抄本(非営利法人については、収入支出予算書(見込書)抄本)

イ 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳

ウ その他参考となる書類

(注) 交付要綱の5の第1表及び第2表に定める区分ごとに別葉とし、上記(1)～(7)について作成すること。

2 設備整備事業

(1) 施設区分

(2) 事業内容の変更概要及び理由

(注) 別紙様式4の別紙(1)及び(3)の要領に準じて作成すること。

なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に()書きし、変更後を下段に対応して記入すること。

(3) 添付書類

ア 歳入歳出予算書(見込書)抄本(非営利法人については収入支出予算書(見込書)抄本)

(注) 予算額に変更がない場合は省略してもよい。

イ その他参考となる書類

(注) (1)～(3)については各施設毎に別葉で作成し、添付すること。

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「(元号)年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「(元号)年度からの繰越分」と明記すること。

番 号
年 月 日

〔厚生労働大臣 殿〕
〔地方厚生(支)局長 殿〕

都道府県知事 ○○○○
指定都市市長 ○○○○
中核市市長 ○○○○
政令市市長 ○○○○
特別区区长 ○○○○
市町村長 ○○○○
法人名及び代表者名 ○○○○

(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助金に係る事業遂行状況の報告について

(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金による施設整備事業
の遂行状況及び工事経過等について次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 事業施行状況(別紙(1)のとおり)
- 2 工事種別進捗状況(別紙(2)のとおり)
- 3 工事の経過状況を証する写真
- 4 その他参考となる書類

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度保健
衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「(元号) 年度からの繰越
分)」と明記すること。

別紙（1）

事業施行状況

施設名	設置 主体	区 分	施 工 面積数	工 事 施工率	金 額	備 考
		自(元号) 年 月 日 至(元号) 年 月 日 現在竣工量	m ²	%	円	
		自(元号) 年 月 日 至(元号) 年 月 日 まで竣工見込量				
		自(元号) 年 月 日				
		まで竣工見込量				
		小 計				
		自(元号) 年 月 日 至(元号) 年 月 日 現在竣工量	m ²	%	円	
		自(元号) 年 月 日 至(元号) 年 月 日 まで竣工見込量				
自(元号) 年 月 日						
まで竣工見込量						
小 計						
計						

- (注) (1) 竣工量については、本報告書提出年月日までについて記入すること。
 (2) 竣工見込量については、本報告書提出後1か月ごとの竣工量を記入すること。
 (3) 備考欄には、施工済又は予定の工事内容を簡単に記入すること。

工 事 種 別 進 捗 状 況

（ 施 設 名 ○ ○ ○ ○ ）

工事種別	(元号) ○○年						(元号) ○○年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
設計事務	 (100%)												
入札事務	 (100%)												
整地	 (100%)												
基礎工事	 (100%)												
○○工事	 (80%)												
○○工事	 (60%)												
〃	 (0)												
〃	 (0)												
〃	 (0)												

(注) 1 工事種別ごとに、その予定を実線で示し、その下に本報告書提出月日現在までの工事進捗状況を点線で示すとともに、その出来高量を%をもって示すこと。

2 施設ごとに別葉に作成すること。

補 助 金 調 査 書

(元号) 年度厚生労働省所管		地方公共団体										(地方公共団体名)	
国		歳入					歳出					備考	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	備考
(項) 保健衛生施設整備費 (目) 保健衛生施設等 施設整備費補助金	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
(項) 地域保健対策費 (目) 保健衛生施設等 設備整備費補助金													

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額を記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用、増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金調査の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって附記すること。
- 6 市町村が間接補助事業者である場合における調査の作成は、本表に準ずること。この場合においては、本表中「国」とあるのは、「都道府県」と、「地方公共団体」とあるのは、「市町村」とし、歳出の予算現額欄、支出済額欄及び翌年度繰越額欄の次にそれぞれ「うち間接補助金等相当額」の欄を設けること。

番 号
年 月 日

〔厚生労働大臣 殿〕
〔地方厚生(支)局長 殿〕

都道府県知事 ○○○○
指定都市市長 ○○○○
中核市市長 ○○○○
政令市市長 ○○○○
特別区区长 ○○○○
市町村長 ○○○○
法人名及び代表者名 ○○○○

(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助金の交付(変更)申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 経費所要額調書(別紙(1)のとおり)
- 3 所要額内訳及び事業計画書
 - (1) 施設整備事業(別紙(2)のとおり)
 - (2) 設備整備事業(別紙(3)のとおり)

4 添付書類

- (1) (元号) 年度歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本 (非営利法人にあっては定款又は寄附行為及び収入支出予算書 (又は見込書) 抄本)

(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

- (2) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳 (施設整備事業関係)

(注) 整備計画書に添付した図面等に変更がない場合は省略することができる。

- (3) 年度別施設整備計画 (施設整備事業関係)

当該施設整備事業が2年以上にまたがる計画のものである場合は、別添 (様式) により各施設ごとに作成し添付するものとする。

- (4) 見積書の写し等 (設備整備事業関係)

- (5) その他参考となる書類

5 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額	金	円 (A)
前回までの交付決定額	金	円 (B)
差引今回変更増△減額	金	円 (A) — (B)

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙(1)

経費所要額調査書

(単位：円)

区分	国庫補助基本額 (A)	(申請額) 国庫補助所要額 ((A) × 補助率) (B)	既交付決定額 (C)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (B) - (C) = (D)
施設整備事業				
設備整備事業				
合計				

(注) 1 本調査の各区分ごとの金額は、別紙(2)及び(3)の所要額内訳のI～M欄の金額と一致すること。

2 (C)欄、(D)欄は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

施設整備事業所要額内訳等及び事業計画書

1. 所要額内訳

区分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 (A) - (B) = (C)	基準額 (D)	対象経費 支出予定額 (E)	差定額 (C) (D) 及び (E) のいずれか 少ない額 (F)	市道府県(市)の 補助基本額 3の(5)及び(13)の事業 にあつては(F) × 2/3 = (G)、上記以外は(F) = (G)	市道府県 又は市の 補助額 (H)	国庫補助 基本額 (F)、(G) 及 び(H) のいずれ か少ない額 (I)	補 助 率 (J)	国庫補助 所要額 (I) × (J) = (K)	既交付 決定額 (L)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (K) - (L) = (M)	備考
(直接補助) 〇〇精神科病院 〇〇感染症 指定医療機関 小計	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	
(間接補助) 〇〇農村検診 センター 〇〇原爆被爆者 保健福祉施設 小計							円							内訳は別紙のとおり
計														

(注) (1) 精神科病院又は精神科救急医療センター、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、感染症外来協力医療機関であつて、増設工事、改築工事

及び改修工事を同時に行う場合は、上段に開設分を、下段に改築・改修分をそれぞれ分けて記入すること。

(2) 別紙事業費内訳は、各施設ごとに別添とする。

事業費内訳

〇〇施設

区分	費 目	員 数	単 価	金 額	備 考
補助対象事業費	建築工事費		円	円	
	管理棟				
	治療棟				
	病棟				
	〇〇棟				
	〇〇〇				
	附帯工事費				
	電気設備工事				
	給排水設備工事				
	暖房設備工事				
〇〇設備工事					
〇〇〇〇工事					
工事事務費					
〇〇〇〇					
	合 計	/	/		
補助対象外事業費	用地買収費				
	事務雑費				
	〇〇〇費				
	～				
	合 計	/	/		
総	計	/	/		

2 . 事業計画書

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 事業の目的

(3) 敷地の面積及び所有状況

敷地区分	所有者名	面積	備考
自己所有地		m ²	
借地			
買収用地			
計			

(注) 当該施設の設置に必要な敷地として予定するものについて記入すること。

(4) 施設の構造及び規模

精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の場合

区分	既 設		整 備 計 画				備 考
	病床数	うち国庫補助による病床数	整備計画 総病床数	当該年度 整備計画 病床数	うち国庫 補助申請 病床数	病棟出入 口扉整備 計画数	
新 設			床	床	床		建㎡ ○階建 延㎡
構 造							
増 設	床	床					
構 造							建㎡ ○階建 延㎡
改 築							
構 造							
改 修							
鉄格子撤去							建㎡ ○階建 延㎡
保護室改修							
構 造							
自動開閉化等へ改修							○○病棟
透明ガラス扉等へ改修							○○病棟
計							

- (注) ① 備考欄には、当該年度において整備する施設の面積等を記入すること。
 ② 精神科病院については医療従事職員の充足計画を作成添付することとし、自動開閉化及び透明ガラス扉等の改修を行う場合には、改修内容を記載した書面を作成添付すること。

精神保健福祉センター、精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所及び感染症外来協力医療機関の場合

1 表

構 造	規 模 (延 面 積)				備 考
	○ 階	○ 階	○ 階	計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	各室の面積は 2表のとおり

(注) (1) 施設の型別及び部門別の定員等を備考欄に記入すること。

(2) 精神科デイ・ケア施設については、施設従業職員(職種ごとに)の充足計画を作成添付すること。

2 表

○ 階			○ 階			○ 階		
室 名	室 数	面 積	室 名	室 数	面 積	室 名	室 数	面 積
		m ²			m ²			m ²
小 計			小 計			小 計		

(食肉衛生検査所の場合)

1 表 所轄と畜場等の規模等

所轄と畜場等	所在地	検査所 までの 距離	年間 移動 日数	と畜頭数(頭)又は食鳥処理羽数(羽)					
				現 在			将 来		
				大動物	小動物	食 鳥	大動物	小動物	食 鳥
計									

(注) 将来数は概ね5年後までの見込量を記入すること。

2 表 食肉衛生検査所の構造及び部門別面積

建築構造		鉄筋コンクリート造り又は木造		平屋		階建		建築部門	m ²	
管理部門		事務所	m ²	〇〇室	m ²	(小計)				
補助 対象 部分	検査部門	病理検査室	m ²	理化学検査室	m ²	(小計)				
				準備室	m ²					
		微生物検査室	m ²							
				冷凍冷蔵庫	m ²					
		標本室	m ²	〇〇〇室	m ²					
その他の部門		浴室	m ²	更衣室	m ²	便所	m ²	廊下	m ²	(小計)
補助対象外部分		車庫	m ²	〇〇	m ²	(小計)				

(エイズ治療拠点病院の場合)

区分	個室、剖検室、相談指導室及び外来診療室整備計画												備考
	整備計画総数				当該年度整備計画数				うち国庫補助申請数				
	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	
新設	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	延 m ²
構造													
増設													延 m ²
構造													
改築													延 m ²
構造													
改修													延 m ²
構造													
計													

(注) 備考欄には、当該年度において整備する施設の面積を記入すること。

(難病相談支援センターの場合)

1表 施設の概要

①整備形態	・新築・改築・増築・改造及び補修・買収 ・単独設置・〇〇〇内設置
②規模・構造	造・階建／延べ床面積 m ² 1日あたり利用者数（職員数を含む。） 人
③所在地	
④整備場所の選 定理由	
⑤関係機関との 距離等	

(注) ④については、整備形態が新築又は買収の場合に記載すること。

⑤については、医療機関、保健所、公共職業安定所等の関係機関や最寄り駅との距離や移動時間等、周辺環境について記載すること。

2表 施設の部門別面積

施設整備	既設	今回整備分				
		新築	改築	増築	改造及び補修	買収
①相談室	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
②談話室						
③地域交流活動室						
④研修室						
⑤便所						
⑥洗面所						
⑦事務室						
⑧その他						
・						
・						
計						

(注) 1スペースで複数の機能を有する場合には、施設整備欄に「〇〇室兼〇〇室」と明記すること。

(H I V検査・相談室の場合)

1表 施設の概要

①整備形態	・新築・改築・増築・買収 ・単独設置・〇〇〇内設置
②規模・構造	造・階建／延べ床面積 m ² 1日当たり利用者数（職員数を含む。） 人
③所在地	
④整備場所の選 定理由	
⑤最寄り駅との 距離や移動時 間等、周辺環 境	

(注) ④については、整備形態が新築又は買収の場合に記載すること。

2表 施設の部門別面積

施設整備	既設	今回整備分			
		新築	改築	増築	買収
①採血室	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
②検査室					
③相談室					
④待合室					
⑤便所					
⑥洗面所					
⑦事務室					
⑧その他					
・					
・					
計					

(注) 1スペースで複数の機能を有する場合には、施設整備欄に「〇〇室兼〇〇室」と明記すること。

3表 地方自治体からのH I V検査・相談事業の受託実績

委 託 機 関	前 年 度 実 績		今 年 度 計 画	
	H I V検査	相 談	H I V検査	相 談
	件	件	件	件

(注) 事業主体が、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人の場合に記載すること。

(小児がん拠点病院の場合)

1表 施設の概要

①整備施設	宿泊施設 ・ プレイルーム
②整備形態	・新築・改築・増築 ・単独設置・〇〇〇内設置
③規模・構造	___室／___造・___階建／延べ床面積___m ² 1日当たり利用者数（職員数を含む。）___人
④所在地	
⑤整備場所の選 定理由	
⑥最寄り駅との 距離や移動時 間等、周辺環 境	

(注) ①については、いずれかに○印を付すこと。宿泊施設及びプレイルームの両方を整備する場合は、それぞれの施設毎に1表を作成すること。

⑤については、整備形態が新築の場合に記載すること。

2表 施設の面積

施設整備	既設	今回整備分			整備後
		新築	改築	増築	
宿泊施設 プレイルーム	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計					

(地方衛生研究所等の場合)

1 表 地方衛生研究所等の規模等

建築構造	平屋 鉄筋コンクリート造り又は木造 ○階建		新築・改築・ 増築・改修の 別	
階数	○階	○階	○～○階	小計
補助対象部分	感染症検査室面積 ○㎡ (○○㎡) 感染症検査室数 ○室	感染症検査室面積 ○㎡ (○○㎡) 感染症検査室数 ○室	対象部分なし	感染症検査室面積 ○㎡ (○○㎡) 感染症検査室数 ○室
補助対象外部分	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)
小計	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)

※増築等のため、前後で面積に変更がある場合は、()内に増築後の面積を記載すること。

※補助対象部分における各感染症検査室の詳細は、2表で記載すること。

※必要に応じて表を追加すること。

2 表 地方衛生研究所等の感染症検査室に係る部門別面積等

階数	室数計	補助対象の感染症検査室	感染症検査に係る主な用途
○階		BSL検査室 ㎡	○○
		○○○室 ㎡	○○
○階		ウイルス検査室 ㎡	○○
		○○○室 ㎡	○○
○階		細菌検査室 ㎡	○○
		○○○室 ㎡	○○
○階		○○室 ㎡	○○
		○○○室 ㎡	○○

※用途は、実施要綱の目的等に沿って感染症検査室ごとに簡潔に記載すること。量が多くなる場合は別紙としてもよい。

※必要に応じて表を追加すること。

(5) 工事の施工方法

直 営
請 負

(6) 施工予定期間

着 工 (元号) 年 月 日

竣 工 (元号) 年 月 日

(7) 業務開始(予定)年月日

(元号) 年 月 日

(8) 平成20年4月17日健発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に
係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処
分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

別添(様式)

年度別施設整備計画

(年度別工事内訳)

○ ○ 施設

区分	費 目	総 事 業		年 度 別 内 訳						備 考
				○○年度		○○年度		○○年度		
		面積	金額							
		面積	金額	面積	金額	面積	金額			
補助対象事業費	建築工事 ○○○○ ○○○○ 附帯工事 ○○○○ ○○○○ ○○工事 ○○○○ ～	㎡	円	㎡	円	㎡	円	㎡	円	
	合 計									
補助対象外事業費	○○ ○○○○ ○○ ○○○○ ～									
	合 計									
総	計									

設備整備事業所要額内訳

区分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 (C)	基準額 (D)	対象経費 支出予定額 (E)	遡定額 (C)(D)及び (E)のいずれか 少ない額 (F)	都道府県(市)の 補助基本額 3の(12)、(13)及び (21)の事業にあっては (F)×2/3=(G)、上記 以外は(F)=(G)	都道府県 又は市の 補助額 (H)	国庫補助 基本額 (F)、(G)及 び(H)のいずれ か少ない額 (I)	補助 率 (J)	国庫補助 所要額 (I)×(J) =(K)	既交付 決定額 (L)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (K)-(L) =(M)	備考
(直接補助) 【例】 〇〇精神科病院	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	
初年度設備費														
その他の設備費														
小計														
〇〇食肉衛生 検査所														
...														
小計														
(間接補助) 【例】 〇〇感染症指定 医療機関														
設備費														
...														
小計														
計														

(注) (1) 基準額算出内訳並びに対象経費支出予定額内訳については、別紙のとおり。

(2) 3の(6)の牛海綿状脳症(BSE)検査キット設備費の算定において、都道府県又は政令市が一括購入して整備する場合には、食肉衛生検査所ごとに算出した国庫補助基本額(食肉衛生検査所ごとに、第3欄に定める基準額を第4欄に定める対象経費の支支出額と総事業費から算出命その他の収入額を控除した額と比較して最も少ない額をいう。)の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

基準額算出内訳並びに対象経費支出予定額内訳

種目	品目	基準額			対象経費支出予定額				備考
		員数	単価	金額	規格 (型式)	数量	単価	金額	
初度設備費	〇〇〇〇		円	円				円	
	〇〇〇〇								
	〇〇〇〇								
	〇〇〇〇								
	計								
その他の設備費	〇〇〇〇								
	〇〇〇〇								
	〇〇〇〇								
	〇〇〇〇								
	計								

(注) (1) 備考欄には、施設が所教、施設が所教、国庫補助病床数、入所定員数、通所定員数並びに施設別の品目及び数量を記入するとともに必要に応じて設置理由、用途等参考となる事項を具体的に記入すること。

(2) 施設区分ごとに別葉で作成のこと。

番 号
年 月 日

〔厚生労働大臣 殿〕
〔地方厚生(支)局長 殿〕

都道府県知事 ○○○○
指定都市市長 ○○○○
中核市市長 ○○○○
政令市市長 ○○○○
特別区区长 ○○○○
市町村長 ○○○○
法人名及び代表者名 ○○○○

(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助金の事業実績報告書

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり)
- 3 施設整備事業実績報告書 (別紙(2)のとおり)
- 4 添付書類
 - (1) 歳出歳入決算書(見込額)抄本(非営利法人については、収入支出決算書(見込書)抄本)
 - (2) 施設整備事業関係
 - ア 竣工した建物の配置図、平面図及び立面図
(注) 交付申請書又は変更交付申請書に添付した図面に変更がない場合は、省略することができる。
 - イ 工事請負契約書の写し(工事内訳書を含む。)
 - ウ 工事竣工を確認するための建築基準法第7条第5項又は第18条第18項による検査済証の写し
 - エ 事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真
 - (3) 設備整備事業関係
契約書の写し、検収調書の写し等
 - (4) その他参考となる書類

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「(元号)年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「((元号)年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙(1)

経費所要額精算書

1. 施設整備事業

区分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (A) - (B) = (C)	基準額 (D)	対象感費の 実支出額 (E)	差定額 (C)、(D)及び (E)のいずれか少 ない額 (F)	都道府県(市)の 補助基本額 3の(5)及び(13)の事業 にあつては(F)×2/3= (G)、上記以外は(F)= (G)	都道府県(市)の 補助額 (H)	国庫補助 基本額 (F)、(G)及 び(H)のいずれ か少ない額 (I)	補 助 率 (J)	国庫補助 所算額 (I)×(J) = (K)	国庫 補助 交付 決定額 (L)	国庫 補助 受入 済額 (M)	差引国庫 補助過△ 不足額 (M) - (K) = (N)	差引国庫 補助受入 未済額 (L) - (M) = (O)	備考
(直接補助) 〇〇精神科病院 〇〇感染症 指定医療機関 小計	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	
(間接補助) 〇〇農村検診 センター 〇〇原簿改訂者 保健福祉施設 小計	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	
計																

(注) (1) 精神科病院、精神科救急医療センター又は特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、感染症外来協力医療機関であつて、増設工事、改築工事及び改修

工事を同時に行う場合は、上段に増設分を、下段に改築分をそれぞれで記入すること。

(2) 別紙支出事業費内訳は、各施設ごとに別表とすること。

別 紙

支 出 済 事 業 費 内 訳

○ ○ 施 設

区 分	費 目	総 事 業 費			年 度 別 内 訳						備 考
		員数	単価	金額	年度			年度			
					員数	単価	金額	員数	単価	金額	
補 助 対 象 事 業 費	建築工事費		円	円		円	円		円	円	
	管 理 棟										
	治 療 棟										
	病 棟										
	○ ○ 棟										
	○ ○ ○										
	附 帯 工 事 費										
	電 気 設 備 工 事										
	給排水設備工事										
	暖冷房設備工事										
○○設備工事											
○○○○工事											
工 事 事 務 費											
○ ○ ○											
合 計											
補 助 対 象 外 事 業 費	用 地 買 収 費										
	○ ○ 工 事 費										
	○ ○ ○ 工 事 費										
~											
合 計											
総 計											

(注) 事業が単年度事業の場合には、総事業費欄にのみ記入し、2年以上にわたる継続事業の場合には、年度別内訳も記入すること。

2. 設備整備事業

区分	(A) 総事業費	(B) 寄付金 その他の 収入額	(C) 差引額	(D) 基準額	(E) 対象経費の 実支出額	(F) 遡定額 (C)、(D)及び (E)のいずれか少 ない額	市道府県(中)の 補助基本額 (21)の事業にあつては (F)×2/3=(G)、上記 以外は(F)=(G)	都道府県 (中)の 補助額 (H)	国庫補助 基本額 (F)、(G)及 び(H)のいれ か少ない額 (I)	補 助 率 (J)	国庫補助 所要額 (I)×(J) =(K)	国庫 補助 交付 決定額 (L)	国庫 補助 受入 済額 (M)	差引国庫 補助過△ 不足額 (M)-(K) =(N)	差引国庫 補助受入 未済額 (L)-(M) =(O)	備考	
(直接補助) 【例】 ○○精神科病院	初年度設備費 その他の設備費 小計 初年度設備費 BSE検査キット	円	円	円	円	円			円		円			円			
○○食肉衛生 検査所 …		円	円	円	円	円			円		円			円			
小計		円	円	円	円	円	円		円		円			円			
(間接補助) 【例】 ○○感染症指定 医療機関 … 小計		設備費															
計																	

(注) (1) 基準額算出内訳及び対象経費実支出額内訳は、別添のとおり。

(2) 3の(6)の牛海綿状脳症(BSE)検査キット設備費の算定においては、都道府県又は政令市が一括購入して整備する場合については、食肉衛生検査所ごとに算出した国庫補助基本額(食肉衛生検査所ごとに、第3欄に定める基準額を第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から算出した額を比較して最も少ない額をいう。)の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

別添

基準額算出内訳並びに対象経費実支出額内訳

種目	品目	基準額			施設区分 対象経費実支出額				備考
		員数	単価	金額	規格 (型式)	数量	単価	金額	
初度設備費	〇〇〇〇								
	〇〇〇〇								
	〇〇〇〇								
	〇〇〇〇								
	計								
その他の設備費	〇〇〇〇								
	〇〇〇〇								
	〇〇〇〇								
	〇〇〇〇								
	計								

(注) (1) 備考欄には、施設か所数、施設補助病床数、入所定員数、国庫補助病床数、入所定員数、通所定員数並びに施設別の品目及び数量を記入するとともに必要に応じて設置理由、用途等参考となる事項を具体的に記入すること。

(2) 施設区分ごとに別業で作成のこと。

施設整備事業実績報告書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 敷地の面積及び所有関係

敷地区分	所有者名	面積	備考
自己所有地 借地 買収用地 計		m ²	

(注) 当該施設の設置に要した敷地について記入すること。

- 3 施設の構造及び規模

精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の場合

区分	既 設		今 回 整 備 数			備考
	病床数 ①	うち国庫補助による病床数 ②	整備済病床数 ③	うち国庫補助による整備病床数 ④	計 ①+③	
新設	床	床	床	床	床	
構造						
増設	床	床				
構造						
改築						
構造						
改修						
鉄格子撤去						
保護室改修						
構造						
自動開閉化等へ改修						
透明ガラス扉等へ改修						
計						

(注) 精神科病院のうち自動開閉化及び透明ガラス扉等の改修を行った場合は、改修内容を記載した書面を作成添付すること。

精神保健福祉センター、精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所及び感染症外来協力医療機関の場合

1 表

構 造	規 模 (延 面 積)				備 考
	○ 階	○ 階	○ 階	計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	各室の面積は 2表のとおり

(注) 施設の型別及び部門別の定員等を備考欄に記入すること。

2 表

○ 階			○ 階			○ 階		
室 名	室 数	面 積 m ²	室 名	室 数	面 積 m ²	室 名	室 数	面 積 m ²
小 計			小 計			小 計		

(食肉衛生検査所の場合)

1 表 所轄と畜場等の規模等

所轄と畜場等	所在地	検査所 までの 距離	年間 移動 日数	と畜頭数(頭)又は食鳥処理羽数(羽)					
				現 在			将 来		
				大動物	小動物	食 鳥	大動物	小動物	食 鳥
計									

(注) 将来数は概ね5年後までの見込量を記入すること。

2 表 食肉衛生検査所の構造及び部門別面積

建 築 構 造	平屋		建 築 部 門	m ²
	鉄筋コンクリート造り又は木造			
		階建		
補 助 対 象 部 分	管 理 部 門	事務所	m ² ○○室	m ² (小計)
	検 査 部 門	病理検査室	m ²	理化学検査室 m ² (小計)
				準備室 m ²
		微生物検査室	m ²	冷凍冷蔵庫 m ²
		標 本 室	m ² ○○○室	m ²
その他の部門	浴室	m ² 更衣室 m ² 便所 m ² 廊下 m ²	m ² (小計)	
補助対象外部分	車庫	m ² ○○	m ² (小計)	

(エイズ治療拠点病院の場合)

区分	今回整備実績				うち国庫補助による整備数				計				備考	
	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室		
新設	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	延	㎡
構造														
増設													延	㎡
構造														
改築													延	㎡
構造														
改修													延	㎡
構造														
計														

(難病相談支援センターの場合)

1 表 施設の概要

①整備形態	・新築・改築・増築・改造及び補修・買収 ・単独設置・○○○内設置
②規模・構造	造・階建／延べ床面積 m ² 1日あたり利用者数(職員数を含む。) 人
③所在地	
④整備場所の選 定理由	
⑤関係機関との 距離等	

(注) ④については、整備形態が新築又は買収の場合に記載すること。

⑤については、医療機関、保健所、公共職業安定所等の関係機関や最寄り駅との距離や移動時間等、周辺環境について記載すること。

2表 施設の部門別面積

施設整備	既設	今回整備分				
		新築	改築	増築	改造及び補修	買収
①相談室	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
②談話室						
③地域交流活動室						
④研修室						
⑤便所						
⑥洗面所						
⑦事務室						
⑧その他						
・						
・						
計						

(注) 1スペースで複数の機能を有する場合には、施設整備欄に「〇〇室兼〇〇室」と明記すること。

(H I V検査・相談室の場合)

1表 施設の概要

①整備形態	・新築・改築・増築・買収 ・単独設置・○○○内設置
②規模・構造	造・階建／延べ床面積 m ² 1日当たり利用者数（職員数を含む。） 人
③所在地	
④整備場所の選 定理由	
⑤最寄り駅との 距離や移動時 間等、周辺環 境	

(注) ④については、整備形態が新築又は買収の場合に記載すること。

2表 施設の部門別面積

施設整備	既設	今回整備分			
		新築	改築	増築	買収
①採血室	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
②検査室					
③相談室					
④待合室					
⑤便所					
⑥洗面所					
⑦事務室					
⑧その他					
計					

(注) 1スペースで複数の機能を有する場合には、施設整備欄に「〇〇室兼〇〇室」と明記すること。

(小児がん拠点病院の場合)

1 表 施設の概要

①整備施設	宿泊施設 ・ プレイルーム
②整備形態	・ 新築・改築・増築 ・ 単独設置・〇〇〇内設置
③規模・構造	____室／____造・____階建／延べ床面積____m ² 1日当たり利用者数（職員数を含む。）____人
④所在地	
⑤整備場所の選 定理由	
⑥最寄り駅との 距離や移動時 間等、周辺環 境	

(注) ①については、いずれかに○印を付すこと。宿泊施設及びプレイルームの両方を整備する場合は、それぞれの施設毎に1表を作成すること。

⑤については、整備形態が新築の場合に記載すること。

2表 施設の面積

施設整備	既設	今回整備分			整備後
		新築	改築	増築	
宿泊施設 プレイルーム	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計					

(地方衛生研究所等の場合)

1 表 地方衛生研究所等の規模等

建築構造	平屋 鉄筋コンクリート造り又は木造 ○階建		新築・改築・ 増築・改修の 別	
階数	○階	○階	○～○階	小計
補助対象部分	感染症検査室面積 ○㎡ (○○㎡) 感染症検査室数 ○室	感染症検査室面積 ○㎡ (○○㎡) 感染症検査室数 ○室	対象部分なし	感染症検査室面積 ○㎡ (○○㎡) 感染症検査室数 ○室
補助対象外部分	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)
小計	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)

※増築等のため、前後で面積に変更がある場合は、() 内に増築後の面積を記載すること。

※補助対象部分における各感染症検査室の詳細は、2表で記載すること。

※必要に応じて表を追加すること。

2 表 地方衛生研究所等の感染症検査室に係る部門別面積等

階数	室数計	補助対象の感染症検査室	感染症検査に係る主な用途
○階		BSL検査室 ㎡	○○
		○○○室 ㎡	○○
○階		ウイルス検査室 ㎡	○○
		○○○室 ㎡	○○
○階		細菌検査室 ㎡	○○
		○○○室 ㎡	○○
○階		○○室 ㎡	○○
		○○○室 ㎡	○○

※用途は、実施要綱の目的等に沿って感染症検査室ごとに簡潔に記載すること。量が多くなる場合は別紙としてもよい。

※必要に応じて表を追加すること。

4 工事の施工方法

直 営
請 負

5 施工期間

着 工 (元号) 年 月 日

竣 工 (元号) 年 月 日

6 業務開始年月日 (元号) 年 月 日

7 平成20年4月17日健発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(注) 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること

8 国庫補助金受入経過

区 分	交付決定通知 年月日及び番号	交付決定額	受入年月日	受入金額	備 考
第 1 回					
第 2 回					
第 3 回					
第 4 回					

小 計					
国庫補助金 所要精算額 受入未済額					
計					

9 工事契約の概要

工 事 名	契 約 金 額	うち国庫補助 対 象 分	契 約 年 月 日	工 事 期 間	工 事 請 負 業 者 名
本 体 工 事	円	円			
電 気 設 備 工 事					
〇〇設備工事					
〇〇〇〇〇					
計					

番 号
年 月 日

〔厚生労働大臣 殿
地方厚生(支)局長 殿〕

都道府県知事 ○○○○
指定都市市長 ○○○○
中核市市長 ○○○○
政令市市長 ○○○○
特別区区长 ○○○○
市町村長 ○○○○
法人名及び代表者名 ○○○○

(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助金の年度終了実績報告書

標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により関係書類を添え別表のとおり報告する。

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「(元号)年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「((元号)年度からの繰越分)」と明記すること。

別表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額			事業実施期間		摘要
	事業費	補助 基本額	補助 金額	事業費 支払実績 見込額	事業 進捗率	補助金 受入額	事業費	補助 金額	着工 年月	完了予定 年月		
	円	円	円	円		円	円	円				

第 号
(元号) 年 月 日

〔厚生労働大臣 殿〕
〔地方厚生(支)局長 殿〕

補助事業者名

(元号) 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日第 号により交付決定を受けた (元号) 年度
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握で
きる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

第 号
(元号)年 月 日

都道府県知事 殿

間接補助事業者名

(元号) 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日第 号により交付決定を受けた(元号) 年度
〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告
する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額(要補助金等返還相当額)
金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握で
きる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。